

第5期はだの男女共同参画プラン（案）に対するパブリックコメントの実施結果について

1 意見募集期間

令和7年11月19日（水）から12月18日（木）まで

2 意見募集の周知方法

広報はだの11月15日号、市ホームページ及び市公式LINE

3 計画案の公表方法

- (1) 市ホームページへの掲載
- (2) 公民館、図書館及び駅連絡所における閲覧
- (3) 本庁舎行政情報閲覧コーナーにおける閲覧
- (4) 市民相談人権課における閲覧

4 意見提出方法

郵送、FAX、電子メール、電子申請及び持参の方法による

5 提出された意見の内容及びその取扱い等

内容分類	件数	意見等への対応区分（※）				
		A	B	C	D	E
第1章 プランの策定にあたって	2	0	0	0	0	2
第2章 本市の現状と課題	3	0	2	1	0	0
第3章 プランの基本的な考え方	8	1	2	0	0	5
第4章 プランの内容	19	5	7	4	0	3
第5章 市民及び事業者の役割と行動指針	4	0	3	0	0	1
その他全般	11	0	3	2	0	6
計	47	6	17	7	0	17

※ 複数の内容分類に及ぶ意見等は、関係する内容分類に、それぞれ計上しています。

※ 意見等への対応区分

- A：意見等の趣旨等をプラン案に反映したもの
- B：意見等の趣旨等は既にプラン案に反映されていると考えるもの
- C：今後の取組において参考とさせていただくもの
- D：プラン案に反映できないもの
- E：その他（感想、質問等）

<意見等への対応区分>

A…意見等の趣旨等をプラン案に反映したもの

B…意見等の趣旨等は既にプラン案に反映されていると考えるもの

C…今後の取組において参考とさせていただくもの

D…プラン案に反映できないもの

E…その他（感想、質問等）

第5期はだの男女共同参画プラン（案）に対するパブリック・コメントに寄せられた御意見・御提案等

No.	項目	意見等	意見等への対応区分	意見等に対する考え方
1	第1章	（イ 第5次男女共同参画基本計画の策定） 「現在、政府において、『第6次男女共同参画基本計画』について、令和7年12月の閣議決定を目指した検討が進められています。この基本計画が決定された場合には、必要に応じ、その内容を本プランに反映します。」と赤字で示されている。第3章以降の内容に大幅な変更が生じた場合、修正した本プランはいつ、どのように市民に示されるのか。再度のパブリック・コメントの予定はあるのか。	E	男女共同参画社会基本法に基づき国が策定する「男女共同参画基本計画」については、令和2年12月に『第5次男女共同参画基本計画』が策定されてから5年が経過しておりますが、現在までに、『第6次計画男女共同参画基本計画』の閣議決定に至っていません。今後の動向を注視しながら、修正の可否等について検討します。
2	第1章	国は1985年に女子差別撤廃条約（CEDAW）を批准し、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に向けた取組を地方自治体やNPOなどに促しているが、本市の男女共同参画基本計画としては、この取組をどのように具現化されてきたのか。	E	本市では、「はだの男女共同参画推進プラン」において、人権の尊重、国際的協調等を基本理念として、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発、あらゆる暴力の根絶と被害者支援、困難な問題を抱える女性への支援、職業生活における女性活躍の促進、女性のエンパワーメント事業等を位置付けて実施しています。これらの取組は、女子差別撤廃条約の履行に資するものです。

No.	項目	意見等	意見等への 対応区分	意見等に対する考え方
3	第2章	(2 男女共同参画をめぐる状況) 今日的な課題でもあり、本市の課題でもある女性 消防職員および女性消防団員の割合の推移を掲 載していただきたい。	C	本市の消防職職員に占める女性の割合については、本 プランとは別に、「女性職員の活躍を推進するための特 定事業主計画」において数値目標を設定し、公表してい ます。 いただいた御意見は今後の取組において参考とさせ ていただきます。
4	第2章	(2 男女共同参画をめぐる状況 (6) 就業) 今後の検討課題として、女性の雇用形態の状況を 掲載していただきたい。例えば女性の「パート・ アルバイト・その他」の割合は高いといわれてい る、本市と全国、神奈川県との比較ではどのよう か。	B	本プラン案では、男女の正規雇用・非正規雇用の状況 及び賃金格差の状況を説明するため、図表 28「年齢階級 別労働力率」、図表 29「年齢階級別正規雇用率」、図表 30 「年齢階級別給与月額」を資料として使用しました。

No.	項目	意見等	意見等への対応区分	意見等に対する考え方
5	第2章	<p>((9) 男女共同参画社会の実現に向けて進めるべき施策に関する意識調査)</p> <p>今後は男女共同参画社会の認知度は意識調査をしていただきたい。男女共同参画社会の認知度については、「言葉は聞いたことがある」あるいは「全く知らない」「内容を熟知している」など様々ではないかと思う。中長期的なビジョンで見ると、秦野市では、1992年(平成4年)に男女共同参画社会の実現を目指す行動計画を策定し、事業を推進してきた。例えば意識調査で「知らない」から10年、20年経って「内容も知っている」の割合の変化を知ることによって、施策の策定や手法も変わっていくのではないかと思う。</p>	B	<p>本プラン案で男女共同参画社会への到達状況を測る指標の一つとして設定した『「男性は仕事を、女性は家事・育児を優先』という考えに否定的な考えを持っている市民の割合』は、令和7年度には68.6%と、令和元年度に比べ、15.4ポイント増加しているなど、固定的な性別役割分担意識について変化が見られる状況です。この変化の背景には、少子化の進行に伴う個人や家庭を取り巻く環境の変化のほか、官民による男女共同参画・女性活躍推進を促す社会基盤の整備、個人の尊厳を尊重する教育・啓発等の効果があるものと捉えており、本プラン案に基づく基盤整備や意識改革を粘り強く継続していくことが重要であると考えています。</p> <p>また、本プラン案では、男女共同参画社会への到達度について、上記の指標のほか、「社会全体を通して男女が平等だと感じる市民の割合」、「ワーク・ライフ・バランスが実現できていると思う市民の割合」を指標に設定することにより、中長期的な市民の意識の変化を把握し、施策に反映していきます。</p>
6	第3章	<p>指標「管理職(課長代理級以上)における女性の割合」は、市役所職員のものか。</p>	A	<p>市役所職員のものであります。分かりやすい表現に修正します。</p>

No.	項目	意見等	意見等への対応区分	意見等に対する考え方
7	第3章	①「国の制度との整合性を図るため現時点では未定」及び、②「R7.11に初回アンケート調査を実施予定」とある部分については、いつ数字が分かるか。	E	① 今後、国の計画の策定状況により変更する可能性があります。現時点では、暫定値としています。 ② 令和7年11月に実施したアンケートの結果が出ましたので、策定までに本プラン案へ反映します。
8	第3章	「R7.11に初回アンケート調査を実施予定」とある指標について、目標値が90%となっているが、アンケート結果と大幅に乖離があった場合はどうするか。	E	令和7年11月に実施したアンケート調査の結果は、次のとおりです。 (2)、(3)については、初回アンケート調査結果と中間目標値・目標値との差が大きい現状を確認しました。男女共同参画社会への到達状況を測る指標として、本来あるべき状況にふさわしい目標値を常に意識し、現状との差を縮めるために、粘り強く、本プラン案に位置付けた事業に取り組みます。 (1) 「妊娠・出産後も女性が仕事を辞めずに働き続ける」という考えに肯定的な考えを持っている市民の割合 (中間目標値・目標値 90%) 85.7% (2) ワーク・ライフ・バランスが実現できていると思う市民の割合 (中間目標・目標 90%) 50.5% (3) 社会全体を通して男女が平等だと感じる市民の割合 (中間目標値・目標値 90%) 49.6%

No.	項目	意見等	意見等への 対応区分	意見等に対する考え方
9	第3章	「R7.11に初回アンケート調査を実施予定」とある指標について、現状値が分からないのに、目標を90%としているのはなぜか。また、中間目標と目標の数値が同じだと、その間は何もしないというようにも読み取れる。目標数値は少しずつ上げていくのが自然だと思うが、目標設定の仕方としていかがか。	E	<p>令和7年11月に実施したアンケート調査の結果は、次のとおりです。</p> <p>(2)、(3)については、初回アンケート調査結果と中間目標値・目標値との差が大きい現状を確認しました。男女共同参画社会への到達状況を測る指標として、本来あるべき状況にふさわしい目標値を常に意識し、現状との差を縮めるために、粘り強く、本プラン案に位置付けた事業に取り組みます。</p> <p>(1)「妊娠・出産後も女性が仕事を辞めずに働き続ける」という考えに肯定的な考えを持っている市民の割合 (中間目標値・目標値 90%) 85.7%</p> <p>(2)ワーク・ライフ・バランスが実現できていると思う市民の割合 (中間目標値・目標値 90%) 50.5%</p> <p>(3)社会全体を通して男女が平等だと感じる市民の割合 (中間目標値・目標値 90%) 49.6%</p>

No.	項目	意見等	意見等への 対応区分	意見等に対する考え方
10	第3章	<p>① 『『男性は仕事を、女性は家事・育児を優先』という考えに否定的な考えを持っている市民の割合』の現状値は、どの時点の、何のデータか。</p> <p>② また、これを指標にすることが男女共同参画社会の実現のために相応と考える理由は何か。</p>	E	<p>① 令和6年度の「市民の日」（令和6年11月3日）において実施したアンケート調査（回答408人）の結果です。なお、令和7年度の「市民の日」（令和7年11月3日）において実施したアンケート調査結果に基づき、更新しました。</p> <p>② 「男性は仕事を、女性は家事・育児を優先すべき」のように、性別を理由として役割を分ける意識（固定的性別役割分担意識）が社会や家庭に残っています。誰もが自分の意思で社会の様々な分野に参画し、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会に向かう上で、固定的性別役割分担意識の解消が重要課題であることから、指標とするものです。</p>
11	第3章	体系図の基本理念に基づいて考えた場合、選択的夫婦別姓については導入すべきと考えるか。	E	夫婦の氏に関する制度の在り方については、最高裁判所が判示しているとおおり、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄と認識しています。

No.	項目	意見等	意見等への 対応区分	意見等に対する考え方
12	第3章	<p>(39 頁 5 基本目標 すべての人が 自分らしく 個性と能力を發揮できる社会へ)</p> <p>(40 頁 6 基本理念 (1) 人権の尊重)</p> <p>LGBTQ (性的少数者) については、令和5年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が公布・施行された。この法律は、国民の理解を深め、多様性に寛容な社会を実現することを目的としている。国は、①教育現場での取り組み、②職場でのハラスメント対策、③公正な採用選考の推進、④医療制度における配慮など、具体の施策を推進している。自治体もその原動力になる必要があると考えるが、この計画に積極的に取り入れるべきと思うがどのようなか。</p>	E	<p>本市では、性の多様性に関する理解の増進を図るため、性的少数者を講師とする講演会、職員研修、パネル展示、リーフレット配布等を実施しています。また、令和5年7月から、同性カップルや事実婚の方に御利用いただけるパートナーシップ宣誓制度を運用しています。</p> <p>本プラン案においては、「性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティ等にかかわらず、誰もが自分らしい生き生きとした人生を享受することができる「人権を尊重し多様性を認め合う社会」を目指し、多様な性の在り方に関する理解を促進するための啓発を実施します。また、人生のパートナーとの関係性が理解されにくいという悩みを抱えている性的少数者を含むカップルや事実婚であるカップルが、自分らしく生きることを応援する秦野市パートナーシップ宣誓制度を運用します。」と取組の方向性を定めた上で、個別事業として、「『多様な性のあり方』への理解促進」「パートナーシップ宣誓制度による支援」を位置付けています。</p>

No.	項目	意見等	意見等への対応区分	意見等に対する考え方
13	第3章	「指標：市の男性職員の育児休業・部分休業・育児短時間勤務の利用割合」国の動向を注視することは理解するが、それを理由に目標設定を先送りするのではなく、例えば「神奈川県男女共同参画推進プラン」の目標値や、国家公務員の目標値（例：85%以上）、あるいは本市における過去の取得実績の伸び率を勘案し、暫定値であっても「100%取得」や「取得期間の長期化（平均〇か月以上）」など、高い水準の目標を掲げるべきである。市役所が率先して高い目標を掲げ、実践することこそが、市内民間事業所の意識変革を促す最大のメッセージになると考えるがどうか。	B	指標を「市の男性職員の育児休業・部分休業の取得割合」とした上で、目標値（暫定値）を85%とする方向で検討しています。
14	第4章	管理職人数について、出世欲や働き方に対する考えは個々によるものなので、数字に縛られるべきものではないと考える。単純に男女差をなくせばいいものではないと思うが、いかがか。	E	男女にかかわらず、職員本人の意思が尊重されるべきであると考えます。 仕事の場で参画し、活躍したい職員が、個性と能力を十分に発揮することができる環境づくりにより、職員が生き生きと働くことで、行政サービスに多様な視点が反映されることが期待されています。このため、出産・子育てなどのライフサイクルに応じた働き方への支援、男性職員の育児・家事への参画・責任分担の促進、女性職員のキャリア継続への支援など、様々な取組による職員が働きやすい環境の整備とあわせて、女性が管理職として活躍できるようにすることが重要であると考えます。

No.	項目	意見等	意見等への対応区分	意見等に対する考え方
15	第4章	はだの市民が創る男女共同参画推進会議の男女構成比はどのようなか。また、任期は何年か。組織としてマンネリ化しないよう取り組んでほしい。	C	現在、委員 21 人中 11 人が女性です（女性割合 52.4%）。任期は 2 年で、現在の委員の任期は、令和 7 年 4 月から令和 9 年 3 月までです。いただいた御意見は、今後の取組において参考とさせていただきます。
16	第4章	基本方針 2 の「ワーク・ライフ・バランス」について、プライベートを大事にして充実させることは、仕事のパフォーマンスにも繋がる。市民向けにももちろんだが、労働分野においても事業者への啓発活動に力を入れていただくなど、更に推進を図ってほしい。	E	ワーク・ライフ・バランスの実現は、仕事、家事・育児、地域における活動など、様々な分野での男女共同参画を推進する上での不可欠な基盤であるとともに、個人の趣味、旅行、交友などを充実させた豊かな人生を送るためにも重要であると捉えています。第 4 章「基本方針 2 仕事と生活の調和」及び第 5 章「2 事業者の役割と行動指針」の「事業者の具体的な行動指針」に沿って、事業者への啓発や情報提供に努めていきます。
17	第4章 68 頁等	「涵養」という言葉が難しい。誰にでも分かりやすい表現にした方がよいのではないか。	A	いただいた御意見を参考に修正します。
18	第4章	男女共同参画社会の実現には、教育がとても重要であると考えます。教育現場における課題を勘案したうえで個別事業を選定しているのか。前期プランと同じ内容でいいのか。	A	いただいた御意見を参考に見直しを行い、個別事業の項目選定及び事業内容を修正します。

No.	項目	意見等	意見等への 対応区分	意見等に対する考え方
19	第4章	(コラム8 外国籍市民) 「日本には、様々な国と地域からの出身者が暮らしています。外国籍市民は近年増加しており、2024 年末時点での在留外国人数は、376 万 8,977 人(前年末比 35 万 7,985 人、10.5%増)で、過去最高を更新しています。」との記述があるが、「日本には、様々な国と地域からの出身者が暮らしています。2024 年末時点での在留外国人数は、376 万 8,977 人(前年末比 35 万 7,985 人、10.5%増)で、過去最高を更新しています。外国籍市民は近年増加しており、・・・」というような記述が適切ではないか。	A	いただいた御意見を参考に修正します。
20	第4章	基本方針5 推進体制の整備・強化 【男女共同参画の視点】 (1) 市民団体との協働による啓発 「課題を共有しながら連携する」とあるが、どのような課題について連携していくのか。	E	男女共同参画社会の実現に向け、「固定的な性別役割分担意識の解消」や「ワーク・ライフ・バランスの促進」等の課題について共有を図ります。
21	第4章	(2) 年次報告書の公表と庁内推進組織による計画推進の適正管理「庁内推進組織」がどのような組織なのか。付属資料等に具体を明記していただきたい。	A	庁内推進組織である「秦野市男女共同参画推進会議」の設置要綱を付属資料として追加します。

No.	項目	意見等	意見等への 対応区分	意見等に対する考え方
22	第4章	<p>(2) 年次報告書の公表と庁内推進組織による計画推進の適正管理</p> <p>「年次報告書を作成、公表し、庁内推進組織である男女共同参画推進会議において、本計画の推進状況を把握して、対応策の検討を行います」とあるが、PDCA サイクルのイメージを明記し、年度ごとに事業の実施結果の達成状況等を把握するとともに事業の成果や評価、課題および取組の方向性を示すことができるような仕組みを取り入れるべきと考えるがどのようなか。本市のパブリック・コメントにある「はだのDX推進計画（案）」(P33) が参考になると考える。</p>	B	<p>事業の実績と評価、課題と課題解決に向けた対応について、年次報告書にとりまとめて公表するとともに、庁内推進組織である男女共同参画推進会議において、本計画の推進状況を把握し、対応策の検討を行います。</p>
23	第4章	<p>男女共同参画に向けた庁内組織があるようだが、どのような組織編成（担当課）や運営が分かる規則などがあれば、個人名は結構であるが、男女共同参画推進委員会のように添付していただきたい。</p>	A	<p>庁内推進組織である「秦野市男女共同参画推進会議」の設置要綱を附属資料として追加します。</p>

No.	項目	意見等	意見等への 対応区分	意見等に対する考え方
24	第4章	職業生活における女性の活躍を推進する前提として、家庭生活分野への男性の参画への意識を高める意識改革が必要だ。	B	<p>家庭生活分野への男性の参画への意識を高める意識改革につきましては、第4章の以下の項目内に反映されていると考えます。</p> <p>基本方針1 あらゆる分野における男女共同参画の推進</p> <p>(2) 職業生活における女性活躍の促進</p> <p>(3) 男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備</p> <p>基本方針2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランスの推進）</p> <p>基本方針4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革</p> <p>基本方針5 推進体制の整備・強化</p> <p>(1) 市民団体との協働による啓発</p> <p>(3) 市職員における「女性活躍行動計画」「子育て支援行動計画」に基づく取組と職員一人ひとりの意識啓発の推進</p>
25	第4章	働く場面での活躍を目指す市の女性職員に対し、研修の機会を設けて支援する必要がある。	C	<p>本プランとは別に、「女性職員の活躍を推進するための特定事業主行動計画」に位置付けて、女性職員を対象に、キャリアを考え実現するための契機とするキャリアデザイン研修を実施しています。</p> <p>いただいた御意見は今後の取組において参考とさせていただきます。</p>

No.	項目	意見等	意見等への 対応区分	意見等に対する考え方
26	第4章	女性に偏っている家庭での役割を男女共同参画にしないといけない。そのための市民、市職員の意識改革が必要だ。	B	<p>家庭での役割の男女共同参画のための市民、市職員の意識改革につきましては、第4章の以下の項目内に反映されていると考えます。</p> <p>基本方針1 あらゆる分野における男女共同参画の推進</p> <p>(2) 職業生活における女性活躍の促進</p> <p>(3) 男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備</p> <p>基本方針2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランスの推進）</p> <p>基本方針4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革</p> <p>基本方針5 推進体制の整備・強化</p> <p>(1) 市民団体との協働による啓発</p> <p>(3) 市職員における「女性活躍行動計画」「子育て支援行動計画」に基づく取組と職員一人ひとりの意識啓発の推進</p>
27	第4章	防災会議の委員に占める女性の割合が中間値、目標値に達するには、戦略的に進めていく必要がある。	C	<p>いただいた御意見は今後の取組において参考とさせていただきます。</p>
28	第4章	防災会議の委員に占める女性の割合を高めると同時に、年齢層にも配慮して、子育て世代の意見を反映する必要がある。	C	<p>いただいた御意見は今後の取組において参考とさせていただきます。</p>

No.	項目	意見等	意見等への 対応区分	意見等に対する考え方
29	第4章 第5章	ワーク・ライフ・バランスへの取組に前向きでない職場は、若い人から敬遠されてしまう。	B	御意見等の趣旨につきましては、以下の項目内に反映されていると考えます。 第4章 基本方針1 あらゆる分野における男女共同参画の推進 (2) 職業生活における女性活躍の促進 基本方針2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランスの推進) 第5章 2 事業者の役割と行動指針
30	第4章 第5章	市役所においてワーク・ライフ・バランスが実現していて、女性を含む職員が生き生きと働き、定時に帰れることは、市民や市内事業者にも影響を与える。	B	御意見等の趣旨につきましては、以下の項目内に反映されています。 第4章 基本方針5 推進体制の整備・強化 ・「市民や事業所の先導役となるよう、市役所における男女共同参画の推進に努めます。」 ・(3) 市職員における「女性活躍行動計画」「子育て支援行動計画」に基づく取組と職員一人ひとりの意識啓発の推進

No.	項目	意見等	意見等への 対応区分	意見等に対する考え方
31	第4章 第5章	ワーク・ライフ・バランスへの職場の理解がないと、働いている人は育児休暇などの制度を利用しにくいいため、トップダウンで進めることが有効だ。	B	本プラン案のほか、「子育てを支援するための職員行動計画」に位置付けた「男性職員の子育てのための休暇の取得促進」「育児休業等を取得しやすい環境づくり」に基づき、休暇取得に対する職場の理解が得られるための環境づくり等に取り組みます。また、「女性職員の活躍を推進するための特定事業主行動計画」に位置付けた「管理職職員の意識改革」に基づき、管理職職員を対象に、育児休業等の制度の周知やワーク・ライフ・バランスの推進、管理監督者としての意識改革を目的とした研修を実施します。
32	第5章	バスやトラックの運転手等、これまで男性の仕事とされていた分野にも女性が増えているように思う。事業者には、性別による働きづらさがないように取り組んでほしい。	E	第5章「2 事業者の役割と行動指針」の「事業者の具体的な行動指針」のひとつに定めた、「労働者の働き方や健康に配慮した働きやすい環境づくりに努めましょう。」について、事業者への啓発に取り組みます。

No.	項目	意見等	意見等への 対応区分	意見等に対する考え方
33	第4章 その他 全般	一人ひとりを大切にする気持ち、自分も他人も同じように権利を持っている人だということが理解されるならば暮らしやすい社会になる。そのような啓発をすれば安心して気持ちよく暮らしていける。	B	本市では、秦野市人権施策推進指針及び総合計画に基づき、「人権を尊重し多様性を認め合う社会づくり」を基本目標として、一人ひとりの尊厳を尊重する意識が育まれるよう、啓発に取り組んでいます。 本プラン案では、「全ての人の個人としての尊厳が重んぜられること」を基本理念の一つとし、第4章「基本方針4」に位置付けた個別事業等により、一人ひとりの個人の尊厳の大切さが理解され、自己肯定感が高まるよう、教育や啓発に取り組みます。
34	その他 全般	男女にはどうしても身体面等において差がある。家事・育児は分担できても、出産は女性にしかできない。そういったことを考慮したプランになっているのか。	E	性別により役割を分担する固定的な考えが男女の様々な分野への参画を難しくしていることから、性別にかかわらず、個人の個性と能力に着目した役割分担となるよう、意識啓発等を図ります。 また、第4章の「基本方針1(3)ア(ア)子育て環境の整備」、「基本方針3(3)生涯を通じた生き生きとしたくらしの支援」において、妊娠・出産時の母親や家庭の負担の軽減につながる支援・相談を位置付けています。

No.	項目	意見等	意見等への 対応区分	意見等に対する考え方
35	その他 全般	まだ性差による差別に対して意識のない子どもたちが、このプランにより男女の置かれた様々な環境における差に気づき、助長されないよう取り組んでほしい。	E	子どもたちが自分らしく生き生きと暮らすことができ、男女がともに個性と能力を発揮して様々な分野に参画できる社会となるよう、本プラン案に位置付けた男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めるとともに、子どもたち自身に性差による固定観念が生じないようにすることが重要と考えています。
36	その他 全般	一昔前までは、女性は家にいるという考えが主流だったので、公民館活動や婦人会等に積極的に参加していたように思う。今は、女性も仕事等で忙しく、活動が減ってきている。女性の社会進出は大切だと思うが、必要なものは残してほしい。	E	性別にかかわらず、地域での活動を含む様々な分野の活動に参画することができるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境の整備等を図ります。
37	その他 全般	女性の社会進出を押し上げることも大事だが、男性一人ひとりにしっかりと意識を持ってもらうことも大切だと思う。	E	一人ひとりが、個人の尊厳を尊重し、性別ではなく個人の能力や個性に着目する意識を持つことが、職業生活の場等での女性の参画や家庭生活の場での男性の参画を推進するために不可欠です。 本市では、こうした意識を高めるための啓発事業を本プラン案に位置付けて実施します。

No.	項目	意見等	意見等への 対応区分	意見等に対する考え方
38	その他 全般	プラン内容は理想的だと思うが、現実には課題が多くあり、かけ離れている部分もある。そういった現状を把握し、男女共同参画社会の実現に向けた過程で、一つひとつ何をどうしていくべきかを大事にして取り組んでいただきたい。	B	プランに位置付けた事業の進捗状況について年次報告書を作成し、庁内推進組織で把握のうえ、対応策を検討し、事業内容等に反映します。また、アンケート調査を行い、男女共同参画に関する市民意識の推移や課題を把握し、進行管理や施策立案に反映します。
39	その他 全般	30年経過してもまだ男女共同参画に対する意識が大きくは変わっていないように感じる。課題を根本から見つめ直し、元を正し、なぜ意識が変わらないか研究したほうがよいのではないか。	C	<p>『男性は仕事を、女性は家事・育児を優先』という考えに否定的な考えを持っている市民の割合」は、令和7年度には68.6%と、令和元年度に比べ、15.4ポイント増加しているなど、固定的な性別役割分担意識についての変化が見られる状況です。少子化の進行に伴う個人や家庭を取り巻く環境と意識の変化、男女共同参画・女性活躍推進を促す法整備及び多様な働き方の制度等の社会基盤整備、個人の尊厳を尊重する教育・啓発等が、一定の効果を発揮しているものと思われま。</p> <p>いただいた御意見は今後の取組において参考とさせていただきます。</p>
40	その他 全般	本市には、「乳幼児教育センター」が設置され、機能の充実が図られていると認識している。本プランにおいても関連があるかと思うが、例えばP49 (3)「男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備」に組み込むなど、どこかに記述する必要があるのではないか。	B	本プラン案におきましては、「基本方針4」の中で、「男女共同参画教育の充実」を位置付けて、こどもが性差による固定観念を抱かず、個性や能力を発揮するとともに、互いの人権を尊重する意識の育成に向けた教育活動の充実に努めます。

No.	項目	意見等	意見等への対応区分	意見等に対する考え方
41	その他 全般	行政内の取組として庁内推進組織があるが、幼稚園、保育園、学校等の連携では協議体組織が望ましいと考える。男女共同参画の意識の向上は、特に年少からが重要な結節点も言われている。どのような連携を考えているのか。	E	<p>市教育委員会、秦野市人権擁護委員会、はだの市民が創る男女共同参画推進会議等と連携、共催して、こどもを対象に含む、次のような取組を実施しています。これらは、本プラン案の「基本方針4 (2) 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発事業の推進」に位置付けています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権・男女共同参画を考える会 ・夏休み人権と平和を考えるこども映画会 ・ウィズユー講演会（市内中学校で開催） ・人権教室（人権擁護委員会が講師となり、学校、幼稚園等で開催）
42	その他 全般	男女だけでなく、LGBTQなども含めたジェンダー平等を推進するのだから、次回の改定では、計画の名称を見直してはどうか。	C	<p>いただいた御意見は今後の取組において参考とさせていただきます。</p>

No.	項目	意見等	意見等への 対応区分	意見等に対する考え方
43	その他 全般	プラン全体が、「女性優先」と感じる部分のある つくりとなっているように感じるが、男性の平等 という観点は考慮されているのか。	E	本プラン案は、性別等に関わらず、全ての人が、自分 の意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参 画して、自分らしく個性と能力を発揮できる社会の実現 を目指しています。このような社会は、男性にとっても、 育児・家事・介護といった家庭での活動や地域社会での 活動など、社会のあらゆる分野における活動に、平等に 参画することができる社会です。本プラン案では、この ような社会を実現するための基盤整備として、子育て環 境・介護環境の整備、ワーク・ライフ・バランスの推進、 意識改革等を基本方針に位置付けています。